『新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受け、経営の安 定や収益力改善のため資金を調達したい』

伴走支援型特別資金

新型コロナウイルス感染症等により売上高や利益率が減少した中小・小規模事業者に対して 保証料補助により、民間金融機関を活用した資金繰りを実施します。

資金の特徴

中小企業者と金融機関との対話を通じて,経営行動計画書を策定し,金融機関が中小企業者に継続的な伴走支援を行います。

対象となる方

宮城県内に事業所を有し、次のいずれかに該当する中小企業者等

- ①市町村長から【セーフティネット保証4号】の認定を受けた方
- ②市町村長から【セーフティネット保証5号】の認定を受けた方
- ③【一般保証】

次のいずれかの要件に該当する中小企業者の方

- (イ)最近 1ヶ月間の売上高が前年同月の売上高と比較して 5%以上減少していること
- (口) 最近 1ヶ月間の売上高総利益率がいずれかと比較して 5%以上減少していること
 - a 前年同月の売上高総利益率
 - b 直近決算の売上高総利益率

他

融資条件

- ■資金使途 運転資金・設備資金
- ■融資限度額 1億円
- ■融資利率 1.60%以内
- ■償環期間 10年(うち据置5年以内)
- ■信用保証料 年0.2~1.15%(国による補助後の事業者負担)
- ■保証人・担保 原則として法人代表者以外不要・必要に応じて徴求 補助期間 全期間(条件変更に伴う追加保証料は事業者の負担となります)

取扱期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までに保証申込みを受付けたもの。

取扱金融機関

県内に所在する銀行, 信用金庫, 信用組合, 商工組合中央金庫, 農林中央金庫の本店及び 支店

ご利用方法

最新の金利及び制度の詳細等ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】 宮城県経済商工観光部 商工金融課商工金融班 022-211-2744